

PCB廃棄物の収集・運搬業許可に係る指導要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）PCB処理事業所その他の施設への廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物（以下「PCB廃棄物」という。）の収集運搬を業として行おうとする者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）、低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（以下「低濃度ガイドライン」という。また、以下特に記載のない限り、低濃度ガイドラインは第Ⅱ部を示すものとする。）及び搬出困難な微量PCB汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法（以下「解体・切断方法ガイドライン」）に基づき、PCB廃棄物の収集運搬業の許可にあたり、PCB廃棄物の安全かつ適正な処理のために、審査に必要な一定の基準を示し、予め申請の内容を確認し、指導をするための事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この指導要綱における用語の定義は、法、ガイドライン、低濃度ガイドライン及び解体・切断方法ガイドラインに基づくほか、次のとおりとする。

- (1) PCB事業計画者 次に掲げる者とする。
 - ア PCB廃棄物の収集運搬業を新たに行おうとする者
 - イ PCB廃棄物の収集運搬業を既に行っている者のうち、更新許可及び変更許可申請を行おうとする者並びに変更の届出をしようとする者（変更の内容が軽易であり市長が認める場合を除く。）
- (2) PCB事業計画 PCB廃棄物収集運搬業の許可申請等を行う前に、PCB事業計画者がPCB廃棄物の収集運搬方法等の計画の内容を詳細に説明するものをいう。
- (3) 事業計画者 川崎市産業廃棄物処理業に係る行政指導指針（以下「指針」という。）第8条第1項第1号から第3号に掲げる者をいう。
- (4) 事業計画 指針第8条第1項のものをいう。
- (5) 作業マニュアル 運搬前の容器等の点検、運搬時の連絡体制等、一連の作業方法を詳細に記載したものをいう。
- (6) 緊急時対応マニュアル 緊急時における連絡先及び収集・運搬従事者が対処すべき事項を詳細に記載したものをいう。

第2章 事業計画

(収集運搬事業計画)

第3条 市長は、PCB事業計画者に対し、PCB廃棄物収集運搬業許可申請等を行う前に、PCB廃棄物収集運搬事業計画書（要綱様式1号。以下「PCB事業計画書」という。）及び必要な添付書類の提出を指示するものとする。PCB事業計画書及び必要な添付書類の提出部数は、正本1部、副本2部とする。

2 前項に規定するPCB事業計画書の様式は、次のとおりとする。

- (1) PCB廃棄物収集運搬事業計画書
 - (2) 責任者及び安全管理体制
 - (3) 従事者教育の実施状況又は実施計画
 - (4) 緊急連絡体制
 - (5) 運行管理システム
 - (6) 他都道府県・政令市等の許可及び申請状況
 - (7) 運搬車両・運搬容器一覧
 - (8) 運搬車両詳細
 - (9) 運搬容器詳細
- 3 第1項に規定する必要な添付書類は、次のとおりとする。
- (1) マニュアル
 - ア 作業マニュアル
 - イ 緊急時対応マニュアル
 - (2) 記録等フォーマット
 - ア PCB廃棄物の種類等を記載した収集運搬時の携行書類
 - イ 運搬容器の使用前点検・修繕記録表
 - ウ 運搬容器の運用記録
 - エ 運搬容器の点検・修繕実施記録
 - オ 運搬計画
 - カ 運搬容器、運搬車ごとの運用、運行記録
 - キ 収集運搬帳簿
 - (3) PCB廃棄物収集運搬作業従事者講習会修了証
 - (4) 収集運搬従事者教育科目一覧
 - (5) 収集運搬従事者教育実施報告書
 - (6) その他申請時に提出する書類
 - ア 運搬車両の漏洩防止措置部の写真
 - イ 運搬容器の漏洩防止措置部の写真
 - ウ 運搬車両外観及び荷台部の写真
 - エ 「PCB」等の標記のある運搬車両の写真
 - オ 運搬容器の外観、内部の写真
 - カ 「PCB」等の標記のある容器の写真
 - キ (UNマーク付の運搬容器を使用する場合) 危険物容器検査証
 - ク (移動タンク貯蔵所を使用する場合) 消防法に定める所要の検査に合格したことを証する書類
 - ケ (漏れ防止型金属容器等及びオイルパン又はシートを使用する場合) 運搬容器の各種試験結果
 - コ 容器積載時の荷姿の写真
 - サ 連絡設備を車両に設置した状態の写真
 - シ 緊急時に使用する各種用具の写真

(7) その他市長が必要と定めた書類

4 第1項の規定は、PCB事業計画者が指針第6条第1項の事前協議申込者に該当した場合、同項の事前協議を実施した後に行うものとする。

(収集運搬事業計画に係る指導事項)

第4条 市長は、前条に基づき受理したPCB事業計画書について、その内容の審査及びPCB事業計画者からの聴取を行い、次に掲げる事項について法、ガイドライン及び低濃度ガイドラインに基づく内容であることを確認するものとする。

- (1) 安全管理責任者及び運行管理責任者を設置していること
- (2) 収集運搬に関わる安全管理体制を構築していること
- (3) 収集運搬従事者がPCB廃棄物の収集運搬についての教育を受けていること
なお、教育についての詳細な事項は、以下のとおりとする。

ア 教育の講師は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催するPCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会を修了している者とする。

イ 教育の講師は、PCB廃棄物の性状に関し注意すべき事項、関係法令やガイドライン及び低濃度ガイドラインが定める収集運搬におけるPCB廃棄物の適切な取扱い方法、事故等の緊急時における応急措置及び連絡方法並びに作業マニュアルや緊急時対応マニュアルに基づく具体的な作業手順等について、対象者に確実に教育させなければならない。

ウ 教育の実施時期については、PCB事前計画書の提出時に未実施でも差し支えないが、PCB事業計画の審査を終了するまでに実施するものとする。

- (4) 収集運搬中の事故時等緊急時における関係者への緊急連絡体制を整備していること。
なお、関係者とは消防署、警察署、安全管理責任者、事故発生現場を管轄する他都道府県及び政令市等の環境部局を指す。
- (5) 収集運搬車ごとに運行状況を把握できるよう、全地球測位システム(GPS)、無線機、携帯電話等の連絡設備を車両に備え付けていること。また、収集運搬中の状況管理及び位置確認を行う方法を構築していること。
- (6) 緊急時の連絡方法を構築していること。
- (7) 収集運搬車に飛散・流出・漏洩防止措置を設置していること。
- (8) 運搬容器を収集運搬車に積載する際、容器が車に確実に固定され、収集運搬中に漏洩が起こらない積載方法であること。
- (9) 運搬するPCB廃棄物の性状に合わせて適正な運搬容器を選択していること。なお、小型容器、中型容器及び大型容器については、国連勧告に基づく所要の検査に合格したことを示すUNマークが表示されたものでなければならないが、UNマークの付いていない場合は、漏れ防止型金属容器等に運搬容器を収納することにより、UNマークが表示された容器に代えることができる。なお、漏れ防止型金属容器等を使用する場合、初めて使用する前又は改造、修理後初めて使用する前に、製造者又は改造、修理を行った者が、設計型式試験、水張り試験及び外観検査の自主検査を行わなければならない。

漏れ防止型金属容器等の種類には、次のものがある。

ア 漏れ防止型金属容器

通常の使用状態において十分な強度があり、水張り試験により漏れない、蓋付きの金属容器であって、運搬するPCB廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上の空間容量を有し、その空隙に同液量の1.1倍以上を吸収できる吸収材を入れて使用するものをいう。また、蓋は留め金等により運搬容器本体に固定できるものとする。塗装する場合には、PCBと相溶性のないものを使用すること。

イ 漏れ防止型金属トレイ

通常の使用状態において十分な強度があり、水張り試験により漏れない、蓋のない金属容器であって、壁面高さ800mm以上又は運搬するPCB廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上の空間容量を有し、その空隙に同液量の1.1倍以上を吸収できる吸収材を入れて使用するものをいう。また、事業計画者は、漏れ防止型金属トレイを使用する場合、必ずコンテナ又は運搬車に収納し、運搬しなければならない。塗装する場合には、PCBと相溶性のないものを使用すること。

- (9)の2 トランス、コンデンサ、安定器等の電気機器は、その表面が構造耐力上十分な厚さ及び強度を持った構造であるため、破損又は漏洩箇所がない限り容器に入っているものとみなすが、その場合、漏れ防止型金属容器等を適正に使用していること。ただし、トランス、コンデンサ等の電気機器が微量PCB汚染廃電気機器等の場合には、オイルパン又はシートの使用により、漏れ防止型金属容器等にかえることができる。

オイルパン又はシートを使用する場合には、次のとおりとすること。

ア オイルパン

壁面高さが100mm以上あること。水張り試験、探傷試験等を実施していること。

イ シート

木枠等の上にシートを敷きその中に機器を設置するか又は、シートで機器を包むこと。木枠等は100mm以上の高さを有すること。シートは、絶縁油が付着しても膨張せずに、輸送中に油を浸透しない耐油性を有すること。シートを使用する前には、破れ等絶縁油の透過がない状態にあることを目視で確認すること。運搬物を置くことでシートを損傷する恐れがある場合には、緩衝材等を用いて、運搬完了までシートの損傷を防止すること。

- (10) 一連の作業方法を詳細に記載した作業マニュアルを作成していること。なお、作業マニュアルの内容には次の事項が含まれていること。

ア 事前調査

事前に収集運搬するPCB廃棄物の種類、数量、性状及び状態を確認するためのチェック表を作成し記載していること。

イ 基本的事項

ア) 飛散流出防止

適切な運搬容器や吸収材等を使用し、事前に飛散流出防止の措置を講じるとともに、収集運搬中に転倒等により飛散流出しないよう、ロープ等により固定する方法及びその注意点（力がかかることにより破損しやすい部分を避けてロープがけするなど）を記載していること。

イ) 雨水の浸透防止

- シートがけ等により、P C B廃棄物に雨水が浸透しない方法を記載していること。
- リ) 他のものとの混載（混載して運搬する計画がある場合に限る。）
トレイ等によりP C B廃棄物に他のものが混入しない方法を記載する。なお、移動タンク貯蔵所により収集運搬する場合はP C B廃棄物専用車両とし、他のものの運搬に使用しない旨を記載していること。
- ウ 漏洩の点検、防止措置
- ア) 漏洩の点検
目視により漏洩の有無を確認するための点検表を作成し記載していること。
- イ) 漏洩の防止措置
ガイドライン表2. 2及び低濃度ガイドライン表Ⅱ—2. 2を参照し、収集運搬中に漏洩があった場合の対処方法を具体的に記載していること。
- エ 積み込み・積み下し時の立会い
引渡しの立会い時において、漏洩がないか、P C B廃棄物が委託契約書と相違ないか等の確認項目を記載していること。
- オ 積み込み・積み下ろし方法
P C B廃棄物はできる限り保管場所で運搬容器に収納して運搬車に積み込むこととするが、やむを得ず施設内でP C B廃棄物を移動する場合には、飛散流出防止、床面の保護等の必要な措置を行う旨記載していること。
- カ 運搬容器の再利用
運搬容器は、P C B廃棄物による2次汚染がないよう必要な措置を講じた上で再利用することができるが、その場合、残留物を除去するために使用したウエス等及び吸収材の処理方法、容器の廃棄方法について記載していること。
- キ 運行管理
- ア) 運搬中に経路の変更があった場合等に連絡する運行管理者等の連絡先を記載していること。
- イ) 携帯電話を運搬車の位置確認に使用する場合、運搬経路上における運行管理者等への連絡地点を記載していること。
- (11) 緊急時対応マニュアルを作成していること。なお、緊急時対応マニュアルに記載する事項については以下のとおりとする。
- ア イエローカード指針番号
- イ 緊急措置
- ウ 緊急通報
- エ 緊急連絡先
- オ 火災時の対処方法
- カ 漏洩時の対処方法
- キ 暴露・接触時の応急処置方法
- ク 事後処置の方法
- ケ 緊急時に使用する各種用具のリスト
なお、各種用具に付いての詳細な事項は、以下のとおりとする。

- 7) 保護具（厚生労働省通知（基発第 0210005 号、平成 17 年 2 月 10 日）の「PCB 廃棄物の処理作業等における安全衛生対策について」における「収集等作業、異常時等の作業」相当のもの）
- イ) 飛散流出防止用具（セルロース系の素材を使用した吸着マット及び吸収材、ウエス、土砂等）
 - ロ) 消火器（粉末又は泡消火器）
 - エ) 事故を案内する表示板
 - オ) 緊急時の措置によって生じた PCB 汚染物を保管するための容器
- 2 市長は、PCB 事業計画書の提出があった場合は、速やかに形式要件の確認を行い、形式要件に適合する場合は、当該 PCB 事業計画書等を受理するものとする。
- なお、当該要件に適合しないと認められるときは、当該 PCB 事業計画書等を返却することができる。
- 3 市長は、前項に基づく審査等の過程において、PCB 事業計画者に対し、PCB 事業計画の変更等を指導し、又は提出された関係書類の訂正等を指示することができる。
- 4 PCB 事業計画者は、前号の指導又は指示（以下「指導等」という。）を受けた場合は、措置状況等の報告を市長に行わなければならない。
- 5 市長は、前項に基づく審査等の結果、当該 PCB 事業計画が適正なものと認められた場合は PCB 事業計画の審査等の終了を PCB 事業計画者に通知するものとする。
- 6 市長は、第 4 項に基づく指導等を行い、相当な期間を経過しても何ら措置等が取られない場合又は当該 PCB 事業計画が実施困難な状況にあると認められる場合は、PCB 事業計画の中断を命ずることができる。
- 7 市長は、前項に基づき PCB 事業計画の中断を命じた場合は、PCB 事業計画者等に対して PCB 事業計画書等の取下げを命ずることができる。
- （積替え保管事業計画）
- 第 5 条 市長は、事業計画者に該当した PCB 事業計画者に対し、申請等を行う前に事業計画書の提出を指示するものとする。
- 事業計画書の提出部数は、指針第 8 条第 2 項の例による。
- 2 前項に規定する事業計画書に添付する書類は、川崎市廃棄物処理業に係る事務取扱要領第 4 条の例によるほか、第 3 条第 1 項に規定する PCB 事業計画書とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。
- 3 前項に規定する添付書類のほか、次の作業を行う場合は当該作業計画に関する資料を提出するものとする。
- (1) （覆い等及び換気装置を設置する場合）作業箇所の覆い等及び局所排気装置の設置状況
 - (2) （モニタリングを実施する場合）モニタリング実施計画
 - (3) （切断を行う場合）使用する工具
 - (4) （液抜き・解体・切断・分解を行う場合）作業従事者に対する安全対策

(積替え保管事業計画に係る指導事項)

第6条 市長は、前条に基づき受理した事業計画書について、その内容の審査及び事業計画者からの聴取を行い、川崎市産業廃棄物処理業に係る審査基準第3条第2項の例によるほか、次に掲げる事項について法、ガイドライン、低濃度ガイドライン及び解体・切断方法ガイドラインに基づく内容であることを確認するものとする。

- (1) 原則として、積替え保管場所への搬入及び搬出は事業計画者が行き、保管のみの計画でないこと。
- (2) PCB廃棄物の積替え保管場所は、雨水等が直接かかることのない施錠可能な屋内に設置し、雨水等が直接流入しない構造であること。
- (3) PCB廃棄物の保管場所は、PCB廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに仕切られていること。

なお、PCB廃棄物の飛散、流出、地下浸透を防止するため、コンクリートなどの防液堤を設けるとともに、原則としてPCB廃棄物が封入されている容器ごとにステンレス製の容器に入れ、かつ、流出を防止するためにPCB廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上の空間容量を有し、その空隙に同液量の1.1倍以上を吸収できる吸収材を入れて保管できるものであること。

- (4) 積替え・保管場所でのPCB廃棄物の液抜きを行う場合(コンデンサ内のPCBをドラム缶に入れ換える等)は、生活環境及び作業環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう、次の事項について必要な措置を講じていること。

ア PCB廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透しないよう、床面を不浸透性の材料で覆う、オイルパンを設置する等の必要な措置を講ずること。なお、廃PCB等が漏れた場合には、速やかにウエス等で拭き取り、専用の保管容器に速やかに収納できること。

イ 液抜きに使用する装置との接続は、PCB廃棄物の漏洩が生じない構造となっていること。なお、PCB廃棄物の濃度が5,000mg/kgを超えるものの液抜きを行う場合には、グローブバック(密閉されたバッグの中でグローブを介して装置の取扱いをできるようにしたものを用いる。)内で行う計画であること。

ウ 液抜きを行う際は、PCB廃棄物の濃度に応じて必要な措置を講じていること。

ア) 濃度が5,000mg/kgを超過する場合

揮発したPCB廃棄物が周辺環境を汚染しないよう、フランジ等が開口している時間を極力短くする、局所排気を行う(排気は活性炭を通して行う)、作業の場所をシート等で区画する等必要な措置を講じていること。

イ) 濃度が5,000mg/kg以下の場合

十分な換気が行える場所において作業をしていること。換気を行うことにより、周囲の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある場合には、排気装置(活性炭吸着装置付き等)を設置していること。

用具・機材等の使用に必要な最小限の開口部を除き、それ以外の開口部は通気性のないビニールシート等で密閉していること。

エ 液抜きを行う作業従事者は、PCBに対して有効な保護具等を着用していること。

(5) 積替え・保管場所でのPCB廃棄物の解体・切断・分解は必要最低限のみを行うこととし、解体・切断・分解を行う場合には、生活環境及び作業環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう、次の事項について必要な措置を講じていること。ただし、PCB廃棄物の濃度が5,000mg/kgを超える場合には、原則、解体・切断・分解を行わないこと（コンデンサ外付け型安定器（環境省通知（環廃産発第14901618号、平成26年9月16日）の「ポリ塩化ビフェニルが使用された廃安定器の分解又は解体について」で認められた場合に限る。以下同じ。）はこの限りではない。）。

ア 前号ア及びウに掲げる事項を満足していること。なお、前号の「液抜き」とあるのは、必要な作業に読み替える。

イ 覆い等の内部で作業を行う場合には、覆い等（建屋等の内部で作業を行う場合であって、覆い等を設置していない場合には、作業箇所。以下本文中同じ。）に局所排気装置の設置をしていること。作業に切断が伴う場合には、集じん機能を有する局所排気装置の設置を行うこととし、切断するPCB廃棄物のPCB濃度が500mg/kgを超える場合には、局所排気装置の排気を活性炭吸着処理して排気していること。

ウ PCB濃度が50mg/kgを超えるPCB廃棄物を切断する場合及びコンデンサ外付け型安定器を分解又は解体する場合には、PCB濃度のモニタリングを実施すること。モニタリングの実施方法は別紙1のとおりとする。

エ 解体・切断・分解に使用する工具は、適切なものを選択していること。

オ 解体・切断・分解を行う作業従事者は、PCB及び切断により発生する粉じん等に対して有効な保護具等を着用していること。

(6) 積替え保管場所の責任者は、当該積替え保管場所に常駐し、当該作業に関し指揮命令が行える者であること。また、当該責任者は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物収集運搬従事者講習会を修了している者であって、従事する者に対し、PCBの性状、作業方法や緊急時の対応等について講習会を実施しなければならない。

2 前項の審査については、第4条第2項から第7項までを準用する。

(周辺住民等への周知)

第7条 周辺住民等への周知等は、指針第10条及び第11条を準用する。

第3章 PCB事業計画者の責務

(PCB事業計画者の責務)

第8条 PCB事業計画者は、事業計画又はPCB事業計画を自らの責任において作成するとともに、提出された事業計画書又はPCB事業計画書の内容に基づき収集運搬を実施するよう努めなければならない。

2 事業計画の内容に変更が生じた場合は、法を遵守し、ガイドライン、低濃度ガイドライン及び解体・切断方法ガイドラインに適合するように努めなければならない。

3 JESCO PCB処理事業所へPCB廃棄物を搬入する場合は、その受入基準に従い運搬するよう努めなければならない。

第4章 許可申請等

(許可の申請)

第9条 PCB事業計画者は、PCB廃棄物収集運搬業許可申請を行う前に事業計画書又はPCB事業計画書の審査を終了しなければならない。

2 市長は、第4条第5項(第6条第2項において準用する場合を含む。)に規定する事業計画書又はPCB事業計画書の審査が終了した者に対して、新規許可及び事業の範囲の変更許可並びに更新許可の申請書等の提出を指導する。

3 前項の申請書等は、正本1部、その写し1部を作成し、市長に提出するものとする。

4 第2項に規定する者以外の者から申請書等の提出があった場合は、第3条第1項に規定するPCB事業計画書又は第5条第1項に規定する事業計画書を提出するように指導する。なお、提出された書類が申請書の場合は、当該指導に従わない場合、不許可処分になる可能性があることを伝え、申請書の提出を取り下げを命ずることができる。

第5章 許可の基準

(許可の基準)

第10条 PCB廃棄物収集運搬業の許可の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第5項に定める特別管理産業廃棄物処理業の許可の基準を準用するものとする。

(附則)

この要綱は、平成17年 6月22日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年 1月30日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

(別紙1)

モニタリングの実施方法

(環境大気中のモニタリング)

第1条 モニタリングの調査方法は、モニタリング調査マニュアル(環境省環境保健部環境安全課)の大気中のPOPsモニタリング調査の例によること。ただし、市長が認めた場合は他の方法により実施することができる。

- 2 環境大気中のPCB濃度の基準は0.0005mg/m³とする。
- 3 試料の採取地点は、作業箇所の風下側の敷地境界とする。ただし、近隣に指針第4条第2号に規定する施設(以下「配慮を要する施設」という。)が存在する場合には、当該方向の敷地境界とする。上記によれない場合は、市長が認める場所で行うものとする。
- 4 調査回数は、次の各号による。

(1) 近隣に配慮を要する施設が存在する場合

積替え保管場所で行う作業の初回の1工程(解体・切断方法ガイドラインの4. 解体切断作業の工程を例として一連の作業を指す。以下同じ。)を実施後、6月に1回の頻度で実施すること。ただし、当該作業の頻度が6月に1回に満たない場合は、毎回実施すること。

(2) 近隣に配慮を要する施設が存在しない場合

積替え保管場所で行う作業の初回の1工程で実施すること。ただし、作業方法等の変更があった場合には、改めて実施すること。

(作業空間中のモニタリング)

第2条 モニタリングの調査方法は、作業環境測定基準(昭和51年4月22日 労働省告示46号)の例によること。ただし、市長が認めた場合は他の方法により実施することができる。

- 2 作業空間中のPCB濃度の基準は0.01mg/m³とする。
- 3 試料の採取地点は、作業環境測定基準第10条第4項において準用する第2条第1項第2号の2の規定の例によること。
- 4 調査回数は、次の各号による。

(1) 覆い等及び建屋の内部で測定する場合

積替え保管場所で行う作業の初回の1工程(解体・切断方法ガイドラインの4. 解体切断作業の工程を例として一連の作業を指す。以下同じ。)を実施後、6月に1回の頻度で実施すること。ただし、当該作業の頻度が6月に1回に満たない場合は、毎回実施すること。

(2) 前号以外の場合

不要

(共通事項)

第3条 第1条第1項及び第2条第1項により実施したモニタリング調査結果は、3年間保管[川崎市役所1]すること。

- 2 第1条第2項及び第2条第2項の基準を超過した場合には、原因の究明及び対策を実施

すること。ただし、第1条第1項後段及び第2条第1項後段の方法により実施した場合であつて、第1条第2項及び第2条第2項の基準によらない場合には、市長が認めた適切な基準により評価するものとする。

3 前2条の規定は、自主的なモニタリングの実施を妨げるものではない。